# 県内における(株)恵が運営するグループホームへの行政処分の内容

|                         | 更新年月日      | 事業所名       | 所在地   | 定員 | 処分内容          | 効力発生日 |
|-------------------------|------------|------------|-------|----|---------------|-------|
| 1                       | 2024年10月1日 | ふわふわ西尾     | 西尾市   | 30 | 一部効力停止(12 か月) | 8月1日  |
| 2                       | 2025年8月1日  | ふわふわ春日井    | 春日井市  | 10 | 一部効力停止(6か月)   | 8月1日  |
| 3                       | 2025年11月1日 | ふわふわ豊川     | 豊川市   | 20 | 一部効力停止(12か月)  | 8月1日  |
| 4                       | 2026年7月1日  | ふわふわ幸田     | 幸田町   | 20 | 取消            | 10月1日 |
| 5                       | 2026年8月1日  | ふわふわ天王通り   | 津島市   | 20 | 一部効力停止(12か月)  | 8月1日  |
| 6                       | 2026年9月1日  | ふわふわ豊明     | 豊明市   | 20 | 一部効力停止(12 か月) | 8月1日  |
| 7                       | 2027年3月1日  | ふわふわ神守     | 津島市   | 20 | 一部効力停止 (6か月)  | 8月1日  |
| 8                       | 2027年5月1日  | ふわふわ大塚     | 蒲郡市   | 20 | 一部効力停止(12 か月) | 8月1日  |
| 9                       | 2027年6月1日  | ふわふわ瀬戸     | 瀬戸市   | 20 | 一部効力停止(12か月)  | 8月1日  |
| 10                      | 2027年7月1日  | ふわふわ名古屋西   | 大治町   | 20 | 一部効力停止(6か月)   | 8月1日  |
| 11                      | 2027年12月1日 | ふわふわ清須     | 清須市   | 10 | 一部効力停止(6か月)   | 8月1日  |
| 12                      | 2028年5月1日  | ふわふわ西尾桜町   | 西尾市   | 20 | 一部効力停止(6か月)   | 8月1日  |
| 13                      | 2028年12月1日 | ふわふわ北名古屋   | 北名古屋市 | 10 | 一部効力停止 (3か月)  | 8月1日  |
| 県所管13事業所 定員240人         |            |            |       |    |               |       |
| 14                      | 2024年9月1日  | ふわふわ       | 名古屋市  | 28 | 取消            | 8月31日 |
| 15                      | 2025年3月1日  | ふわふわ守山     | 名古屋市  | 28 | 取消            | 12月1日 |
| 16                      | 2026年6月1日  | ふわふわ天白     | 名古屋市  | 18 | 取消            | 12月1日 |
| 17                      | 2026年8月1日  | ふわふわ港      | 名古屋市  | 20 | 一部効力停止(6か月)   | 8月1日  |
| 18                      | 2027年9月1日  | ふわふわ北      | 名古屋市  | 20 | 取消            | 12月1日 |
| 19                      | 2029年7月1日  | ふわふわ小賀須    | 名古屋市  | 9  | 一部効力停止(12か月)  | 8月1日  |
| 名古屋市所管 6 事業所 定員 1 2 3 人 |            |            |       |    |               |       |
| 20                      | 2027年2月1日  | ふわふわ岩屋     | 豊橋市   | 20 | 一部効力停止 (6か月)  | 6月26日 |
| 21                      | 2028年6月1日  | ふわふわ下地     | 豊橋市   | 17 | 一部効力停止 (3か月)  | 6月26日 |
| 22                      | 2026年10月1日 | ふわふわ美合     | 岡崎市   | 29 | 一部効力停止(12 か月) | 8月1日  |
| 23                      | 2027年3月1日  | MG Style井田 | 岡崎市   | 29 | 一部効力停止(12 か月) | 8月1日  |
| 24                      | 2028年3月1日  | ふわふわ昭和     | 岡崎市   | 14 | 一部効力停止(6か月)   | 8月1日  |
| 25                      | 2028年5月1日  | ふわふわ小信中島   | 一宮市   | 20 | 一部効力停止 (6か月)  | 6月26日 |
| 26                      | 2027年2月1日  | ふわふわ千足     | 豊田市   | 18 | 一部効力停止(12か月)  | 6月26日 |
| 27                      | 2027年12月1日 | ふわふわ浄水     | 豊田市   | 14 | 一部効力停止 (6か月)  | 6月26日 |
| 愛知県合計27事業所 定員524人       |            |            |       |    |               |       |

#### 株式会社恵が運営するグループホーム利用者への県の支援策について

- 1 事業者(株式会社恵)による転居先の調整
  - ・事業者の責務として現利用者の転居先を調整
- 2 支給決定権者(市町村)による転居先の調整 ⇒処分日に市町村に通知を発出
  - ・相談支援事業所、基幹相談支援センターを中心に転居先を調整 (利用者一人ひとりについてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員が本人の 意向を踏まえ調整)

## 県の支援策

- ・県が市町村の相談体制を支援する「地域アドバイザー事業」に市町村の転居調整への支援を追加(圏域ごとに配置している 11 名のアドバイザーによる支援)
- ・県内グループホームの空き状況を調査し、市町村等に提供
- ・関係団体を通じて、空いているグループホームに積極的な受入れを依頼

さらに、障害の程度が重く、転居先が決まらない利用者への対応として、

・県医療療育総合センターへの緊急一時的な受入れを調整

## 【参考】

利用者

市

村

<障害福祉サービス等の利用手続き>

申請(ご利用者から市町村の窓口へ)



市町村による障害支援区分(1~6)の認定(主に介護給付の場合)

転居が必要と

市町村におい

て改めてこの

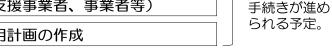
なる場合、

サービス等利用計画案の作成 相談支援事業者等⇒市町村へ提出

支給決定(市町村→ご利用者の方)

サービス担当者会議(相談支援事業者、事業者等)

支給決定時のサービス等利用計画の作成





### サービス利用の開始

- ・ 利用契約の締結(事業者↔ご利用者)
- ・ 個別支援計画の策定・支援の開始
- ・定期的なモニタリング→必要に応じた支援方法の見直し

相談支援事業者等

サービス事業所

各市町村長殿

愛知県福祉局長

株式会社恵が運営する障害者グループホームの 利用者への支援について(通知)

平素は、本県の福祉行政について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、本日付けで株式会社恵が運営するグループホームに対する行政処分を行ったところです。

各市町村におかれましては、下記事項に御留意の上、同社が運営するグループホームの利用者(以下、単に「利用者」という。)に対する支援につき、特段の御配慮をいただきますようお願いします。

記

- 1 利用者が食材料費の過大徴収など適切な支援が受けられない状態であったことを踏まえ、今後の生活について利用者の意向確認及びアセスメントを丁寧に実施した上で必要な障害福祉サービスを提供すること。
- 2 自らの意思を表明することが困難な利用者については、特に意思決定支援 を慎重かつ丁寧に実施するよう、改めて利用者のサービス等利用計画を作成 する相談支援専門員等に周知徹底すること。
- 3 利用者が転居を希望する場合には、相談支援事業所や基幹相談支援センターのほか、必要に応じて地域の自立支援協議会や県が設置している地域アドバイザーとも連携の上、適切な転居先の紹介を含めてマッチングを支援すること。

担 当 福祉部障害福祉課 事業所指導第一グループ

電 話 052-954-6317

メール shogai-jigyosho@pref.aichi.lg.jp